

中央大学附属横浜中学校・高等学校 実習科（書写）兼任講師（非常勤講師）募集要項

記

[本校概要]

- 1) 法人名 学校法人 中央大学
- 2) 学校名 中央大学附属横浜中学校・高等学校
- 3) 校長 木下 耕児
- 4) 住所 〒224-8515 横浜市都筑区牛久保東1丁目14番1号

[募集概要]

- 1) 職 名：兼任講師（非常勤講師）
- 2) 担当科目：中学校「書写」
- 3) 募集人数：1名
- 4) 勤務地：〒224-8515 横浜市都筑区牛久保東1丁目14番1号
(横浜市営地下鉄ブルーライン・グリーンライン センター北駅下車 徒歩7分)
- 5) 担当時間：5コマ/週（1コマ50分） ※月曜勤務が望ましい
- 6) 待遇（賃金・就業時間）：中学校・高等学校非常勤教員就業規則の他、任用契約書に定めるところによる。
(賃金例) 教育歴0～4年の場合：15,600円/1コマ（1号俸）
(就業時間) 担当コマ数及び時間割による
- 7) 加入保険：労災保険
- 8) 雇用期間：2026年9月1日～2027年3月31日
- 9) 契約更新の有無：更新する場合は有りうる。
- 10) 契約更新の判断基準：当該雇用期間における勤務状況や時間割編成等をもとに、総合的に判断する。
- 11) 応募資格：次の条件をすべて満たす方
 - ア) 中央大学の附属の中学校・高等学校での教育に関心と意欲のある方
 - イ) 4年制大学卒業以上の方
 - ウ) 中学校「国語」の教諭免許状を取得している方
※高等学校「書道」の教員免許状を取得していることが望ましい
 - エ) 2027年3月末日において、年齢が満65歳を越えない方
- 12) 受動喫煙防止措置の状況：本校キャンパス内禁煙

13) 応募書類：

- ① エントリーシート (<https://www.yokohama-js.chuo-u.ac.jp> より、本校指定用紙「教員採用エントリーシート」をダウンロードし、作成して下さい。) ※PCからのメールを受け取れる e-mail アドレスを必ずご記入して下さい。
- ② 取得済みの教員免許状すべて (他教科、司書教諭、養護教諭、免許状更新済の方は更新講習修了確認証明書なども含む) の両面コピー。取得見込みの方はその取得見込み証明書。
- ③ 卒業証明書 (大学院修了者はその修了証明書も提出) の原本
- ④ 大学学部成績証明書 (大学院修了者は大学院成績証明書も提出) の原本
- ⑤ 出講可能な曜日・時限の一覧表

本学の時間割は下記の通りです。

1 時限目 8:45～9:35、 2 時限目 9:45～10:35、 3 時限目 10:45～11:35、

4 時限目 11:45～12:35、 5 時限目 13:20～14:10、 6 時限目 14:20～15:10

(土曜日は4時限目まで)

※ 例えば「月曜 1～3 時限可、火曜日終日可、金曜 5～6 時限不可」などのように記入して下さい。(A4用紙を使用、横書き、書式は自由、ワープロ書き可)

14) 応募締切：2026年7月17日(金) 必着 (応募状況によっては早期に締め切る場合もあります)

15) 応募書類提出先：〒224-8515 横浜市都筑区牛久保東1丁目14番1号 中央大学附属横浜中学校・高等学校
実習科主任 吉田 星太 宛

※ 封筒に「兼任講師(書写) 応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で郵送して下さい。

本校窓口での受付はいたしませんので必ず郵送して下さい。

※ 別途、応募書類を送った旨の「応募確認メール」を、題名「氏名〇〇〇〇 書写兼任講師応募」とし、本文に氏名を記載して、下記の e-mail アドレスに送信して下さい。今後の選考にかかわるご連絡は、いただいた e-mail アドレス宛に行います。

「応募確認メール」送付先：実習科主任 吉田 星太 s-yoshida07@yokohama-js.chuo-u.ac.jp

16) 備考：

- ① この件に関する問い合わせ先は上記の e-mail アドレスです。連絡・問い合わせは e-mail のみとします。
- ② 提出された書類は一切返却いたしません。また、提出された個人情報、採用に必要な範囲内で利用し、他の目的で使用する事はありません。応募の秘密は厳守します。
- ③ 選考は書類選考と面接選考を予定しております。書類選考は到着順に随時行い、面接は書類選考合格者のみ行います。選考日程等につきましては、到着順に随時、上記のメールアドレスから連絡し、調整いたします。
- ④ 面接に関わる交通費は自己負担になります。
- ⑤ 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたし無を確認いたします。

以 上